

## 学区の弾力的運用についての意見要望（学区部会第3回会議）

意見要望	市としての考え方
<p>学年の途中で中学校が変わることがないように、今後、東中学校は新生を受け入れないようにする。</p>	<p>全体の学級数が減ることにより、教科担任制の中学校においては必要な教員数を確保できないなど、学校運営に支障が生じることが懸念されます。また、部活動の場などにおける異学年との交流は、社会性を育むうえでも不可欠な要素であり、東中学校は新生を受け入れないということは考えていません。</p>
<p>富士見小学校を卒業する子ども達は全員、統廃合する前の段階で、東中学校だけでなく狭山台中学校への入学も可能とする。 ※現状では、特別許可地区として狭山台中学校に近い一部のエリアのみ認められている。</p>	<p>東中学校の入学者が大幅に減少した場合、学級数が減ることで必要な教員数を確保できないなど、学校運営に支障が生じることが懸念されます。仮に単学級(一学年1学級)が生じ、人間関係に配慮した学級編制ができないなどの教育上の課題が生じれば、教育委員会が本来目指している規模の適正化によって期待される教育効果と相反することにもなりかねません。したがって、当該特別許可地区の範囲を拡げる予定はありません。</p>
<p>統合後、新たに狭山台中学校区となるエリア(現在の富士見小学校区)の一部に、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区を設定する。</p>	<p>今後、関係部署とも協議のうえ、地域や自治会との関係性に配慮しつつ、入間川地区の中学校の適正規模の確保も視野に入れながら、その可能性を探っていきたいと考えています。</p>
<p>東中学校の在校生(統合時に中学2年生または中学3年生になる生徒)のうち、統合後に中央中学校または山王中学校に指定校が変更となる生徒については、狭山台中学校へ通学することも可能とする。</p>	<p>統合後、東中学校の生徒の多くが狭山台中学校に通学することが想定されるため、統合後に中央中学校または山王中学校に指定校が変更となる生徒については、在校生に限り、希望する場合は狭山台中学校へ通学することも可能にしたいと考えています。</p>